第1章 総説

第1章 総説

1 • 1 目的

本書は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。) およびその他、関係法規に基づき、給配水管工事の設計及び施行等に関して必要な事項を定め、本市水道事業の健全な発展とその適性かつ合理的な運営に資することを目的とする。

1・2 用語の定義

本書における用語の定義は、次のとおりとする。

1 管理者 姫路市上下水道事業管理者をいう。

3 給水装置 需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配

水管から分岐して設けられた給水管およびこれに直結

する給水用具をいう(法第3条第9項)。

4 給水管 給水のために配水管から宅地や家屋内に引込まれる管

であって、市の所有に属しないものをいう。

5 給水 配水管から分岐した給水管によって水を供給すること

をいう。

6 配水管 配水のために布設された管で配水池又は配水ポンプを

起点とする。

7 JIS 日本工業規格をいう。

8 JWWA 日本水道協会(規格)をいう。

9 JDPA 日本ダクタイル鉄管協会(規格)をいう。

10 条例 姫路市給水条例(昭和36年姫路市条例第21号)をいう。

11 施行規程 姫路市給水条例施行規程をいう。

12 指定給水装置工事事業者規程

姫路市上下水道局指定給水装置工事事業者規程をいう。

13 施行要領 姫路市上下水道局給水装置工事施行要領をいう。

14 構造·材質基準

厚生労働省が定める給水装置の構造及び材質の基準に 関する省令をいう。

15 配管工 姫路市水道局配管工の試験合格者をいう。

16 鉄管工 姫路市上下水道局鉄管工試験に合格した者をいう。

17 建基法 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) をいう。

18 ビル管理法 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)をいう。

1・3 圧力単位について

圧力単位は、国際単位系(SI)のPa(パスカル)を使用すること。 従来の Kgf/cm^2 (重量キログラム毎平方センチメートル)との換算は次のとおりとする。

1. $0 \text{kgf} / \text{cm}^2 = 0.098 \text{MP} a (メガパスカル)$

7. $5 \text{kgf} / \text{cm}^2 = 0.735 \text{MP}$ a

10. $0 \text{kgf} / \text{cm}^2 = 0.980 \text{MP}$ a

(参考)

1kg f = 9.8N (ニュートン)

 $1N = 1Kg \cdot m/S^2$

 $1 P a = 1 N / m^2$

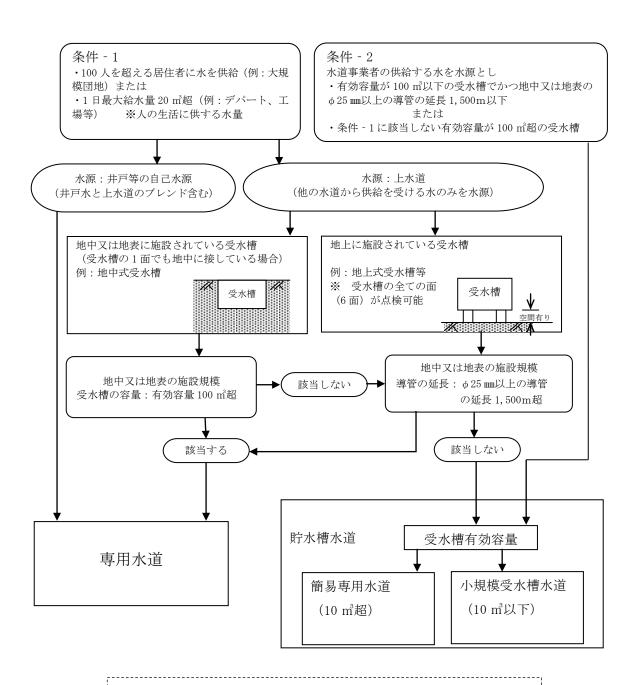
(参考資料)圧力換算表

パスカル	メガパスカル	気圧	a t	mmAg 水柱	水銀柱
Pa	MPa	atm	kgf/cm ²	mmH ₂ O	mmHg(Torr)
1	1×10^{-6}	9. 86923×10^{-6}	1. 01972×10^{-5}	1. 01972×10^{-1}	7. 50064×10^{-3}
1×10^6	1	9. 86923	1. 01972×10	1. 01972×10^5	7. 50062×10^3
1×10^5	1×10^{-1}	9. 86923×10^{-1}	1. 01972	1. 01972×10^4	7. 50064×10^2
1. 01325×10^5	1. 01325×10^{-1}	1	1. 03323	1. 03323×10^4	7.60002×10^{2}
9. 80665×10^4	9. 80665×10^{-2}	9. 67841×10^{-1}	1	1×10^4	7. 35561×10^2
9. 80665	9. 80665×10^{-6}	9. 67841×10^{-5}	1×10^{-4}	1	7. 35561×10^{-2}
1. 33322×10^2	1. 33322×10^{-4}	1. 31579×10^{-3}	1. 35951×10^{-3}	1. 35951×10	1
$\begin{array}{ c c c c c } \hline 6.895 \times 10^3 & 6.895 \times 10^{-3} \\ \hline \end{array}$		6. 80×10^{-2}	7. 031×10^{-2}	7. 031×10^2	5. 17151×10

1・4 水道の種別と定義

適用 区分	名	称		定義及び規模
	水道供料		水業	水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業 (浄水の卸売)
	水道	上水事	道 業	一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業 (末端給水) 計画給水人口 5,001 人以上
水	水道事業	簡 道 事	水業	同上 計画給水人口 101 人以上 5,000 人以下
道	専	引 水	道	寄宿舎、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道で、その住居に必要な水を供給するもの常住人口 101 人以上 又は 一日最大給水量 20 ㎡超(適用除外有)
法	貯水	簡易用水	専道	上記以外の水道であって、ビル、マンション等で水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするもの 受水槽の有効容量が 10 ㎡を超えるもの
姫路市貯水槽水道管 理 指 導 要 綱	槽水道	小規模水槽水		貯水槽水道の内、受水槽の有効容量が 10 m ³ 以下のもの

専用水道・貯水槽水道区分



水道法第3条第6項 「専用水道」とは

- ・自家用の水道 (施設の管理者が、その用に供するため自ら施設する水道)
- ・水道事業の用に供する水道以外の水道
- (一般の需要に応じて水を供給する水道事業の概念にあてはまらない水道)

例:社宅・療養所・学校・レジャー施設・大規模団地・商業施設津等